



6月は、上場企業の株主総会が多く行われる月になります。東京証券取引所は、2017年3月期決算の上場企業の株主総会が最も集中するのは6月29日との見通しを発表しました。6月29日に開催するのは31%に相当する380社になり、ピーク日への集中度合いは16年(32%)を下回っています。

最近は、日程の分散化が進んでいますが、そもそも、なぜ株主総会の日程が集中するのでしょうか。

「総会屋」という言葉をご存知でしょうか。総会屋とは、株式会社の株式を若干数保有し、株主としての権利行使を濫用することで会社等から不正に金品等を收受、または要求する者を指します。

ピークの昭和末期には千人以上いたが、現在は、実際に活動しているのは約20人にとどまります。

以前は、株主総会の開催日を集中させることで、総会屋の襲来を避ける動きがありました。商法改正により、利益分配への罰則が厳しく、企業のコンプライアンスも強く求められることにより、旧来の総会屋は基本的にほぼ壊滅状態となっています。

そのため、現在は投資家との対話が深まるよう、株主総会の集中日も分散傾向にあります。



消耗品費&固定資産



1. 定義

「消耗品」といえば、よく耳にします。私たちの日常生活で言えばトイレットペーパーや電池、あるいは家具なども広い意味で消耗品と見ることができます。会社の経理でも概ね同様です。

経理上の消耗品費と固定資産の違いを大まかに説明すると、「**消耗品費は経費**として一括処理、**固定資産は資産**計上しその後、**減価償却**をする」という点です。減価償却が必要となる固定資産については、税法上耐用年数が定められていて、その期間内で経費処理をしていくことになります。

ではどのような基準で「消耗品費？それとも固定資産？」という判断をするのでしょうか？



2. 判断基準

消耗品費か固定資産かは次のように金額または耐用年数で判断します。

Q. 消耗品費とは？（国税庁のFAQ）

A1. 帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費

A2. 使用可能期間が1年未満か取得価額が**10万円未満**の什器備品の購入費など

原則、10万円以上のものについては、資産計上を行いますが、資本金の額が1億円以下（一定の場合を除く）などの中小企業については、取得価額が30万円未満である減価償却資産（少額資産）も、一定の要件のもとに損金として計上することが可能となります。

ただ、少額資産については、償却資産の申告書上含めなければならないため、注意が必要となります。

3. 減価償却

モノは使用したり、時間の経過とともに価値が下がるのは経験的にわかると思います。会計・経理上、価値の減少を把握するために年度ごとの費用額を計算する必要があります。

その際、法律で資産ごとの耐用年数（使用可能期間）が決められており、そのルールに従って費用額の把握を行います。

仮に、耐用年数でなく取得時に全額費用計上を行ってしまうと、その年度が大赤字となり、損益計算書の比較が行えなくなってしまいます。

固定資産として計上すべきものについては、経理担当者はこのような形で耐用年数を確認し減価償却費を計上します。

一問一答！

☆消費税ちょこっと Q&A☆

Q 当社は、地元で開催されるお祭りに協賛金を支払うこととしました。この協賛金は、消費税を課税仕入れとしてよいのでしょうか。



A. 協賛金の支出が、課税仕入れとなるか課税対象外となるかは、支出した会社がどのような目的で協賛金を支払ったかによります。

①会社が、何の見返りも受けずに、地域への貢献を目的として協賛金を支払った場合は、寄付金に該当し課税対象外となります。

②会社が、自社の広告宣伝を目的として協賛金を支払った場合は、広告宣伝費に該当し課税仕入れとなります。

③会社が、自社の取引先に協賛金を支払った場合は、交際費に該当し課税対象外とされる可能性があります。

いずれの場合も、支出の名目が「協賛金」であるか「寄付金」であるかで判断するのではなく、その内容によって判断する必要があります。

HPのお知らせ

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪

弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>

今月の いろいろ 「掲示板」

*住民税額

住民税は前年の所得に対し市区町村が課税するもので、会社員の場合は、1月1日から12月31日の所得に対する住民税が、翌年の6月から翌翌年の5月までに12回に分けて給与より天引きされます（特別徴収といいます）

給与計算担当者の方は、市区町村から送られてくる「住民税決定通知書」をよく確認し、6月からの住民税額を間違えないようにしましょう。

*源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、まとめて納めることになりますので、直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

*社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額の決定時期が来ました。毎年7月に、その年の4月～6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員（被保険者）全員ですが、

6月1日以降に被保険者となった方は対象外です。算定の基礎となる報酬には、通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給（定期券、食事、自社製品など）も金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。提出期限は7月10日となっています。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型

相手の心を深読みしきりで失敗しそう。
もっと素直な気持ちで人と接しないと、対人面に大きなトラブルが！

B型

年上の方からおごってもらえそう。その際、悩み事を打ち明けると適切なアドバイスをもらうことができるはず。

O型

心身ともに健やかに過ごせる月。
気長に、穏やかな気持ちで対応できそう。

AB型

周囲の気持ちに敏感になりすぎるせいか、あれこれ振り回されてしまいそう。今月はでのんびり過ごすべき。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。